

# 区のお知らせ

足立区役所  
厚生部国民年金課  
☎ (882) 1111

## 足立区の

52年 4月	
人口	612,134
拠出年金被保険者数	136,633
拠出年金受給権者数	12,243
福祉年金受給権者数	15,841

## 国民年金特集

〒120 東京都足立区千住一丁目50



### 老後の生活安定は国民年金で

最近、新聞、雑誌、テレビ等で年金の制度や老齢年金の記事が多く取りあげられ年金問題は私達にとって生活に身近に感じられるようになりました。

日本人の、平均寿命の大巾な伸び、高齢化社会への急速な歩み、それと近年の社会情勢のきびしさも加って年金に対する区民の方々の関心も高まっております。

老後の生活安定を目的とするものはなんといっても年金です。国民年金は、あらかじめかけ金を納めた人に老後、障害、死亡と言う事故があった場合に年金を支給する制度です。

若い元気うちに国民年金に加入し老後や万一の事故に備えましょう。

### 新たに障害年金を請求する方へ

—— 障害年金の廃疾認定日が変わります ——

今までの障害年金の請求の手続きでは、初診日（障害の原因となった病気等で初めて医師の診断等を受けた日）をいいますから

3年間たたなければ障害年金を請求することが出来ませんでした。しかし、8月1日からは、初診日から1年6か月たてば障害年金が請求出来るように改正されました。現在、重い障害（例えば、障害者手帳の基準で1級からおおむね3級まで）があり、初診日から1年6か月を経過している方は、お申し出下さい。

## 拠出年金の種類と年金額

(52年7月から実施)

年金の種類	受けられるとき	対象	年金額				
			改正前		改正後		
			年額	月額	年額	月額	
老齢年金	高齢者特例（明治39年4月2日～明治44年4月1日までに生まれたかた） 保険料を納める期間は、60歳になるまでに25年以上必要です。ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、2頁の表のとおり24年から10年まで短縮されます。	10年	246,000円	20,500円	269,100円	22,425円	
		5年	180,000円	15,000円	196,900円	16,408円	
		25年	390,000円	32,500円	426,700円	35,558円	
		40年	624,000円	52,000円	682,700円	56,891円	
通算老齢年金	他の公的年金と通算期間25年以上のかたが65歳になったとき。	10年年金	国民年金納付月数×1,950		(国民年金納付月数×1,950)×1.094		
		一般	国民年金納付月数×1,300		(国民年金納付月数×1,300)×1.094		
障害年金	病気やケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は初診日において、最近1年以上、免除のある場合は、3年以上。 (以下納付要件同じ)	障害程度	1級	495,000円	41,250円	541,500円	45,125円
			2級	396,000円	33,000円	433,200円	36,100円
母子年金	夫と死別し、18歳未満の子といっしょに生活している母	子1人	396,000円	33,000円	433,200円	36,100円	
準母子年金	孫または、弟妹のいる祖母または姉（年齢は上と同じ）	子2人	24,000円	2,000円	24,000円	2,000円	
遺児年金	片親によって、生活していた18歳未満の子が、親の死亡により、孤児となったとき。	子3人以上	1人につき	4,800円	400円	4,800円	400円
			加算	加算	加算	加算	
寡婦年金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受ける前に死亡したとき。10年以上つれそった60歳から65歳未満の妻		老齢年金の半額				
死亡一時金	保険料を納めた期間が、3年以上で年金をもらったことがないかたが死亡したとき。		3年以上20年未満23,000円、20年以上28,000円から52,000円付加年金加入のときは、8,500円加算				
付加年金	付加年金に加入したかた		付加年金納付月数×200円				

# 拠出年金のごあんない (かけ金を納めて受ける年金)

## 拠 出 年 金

国民年金には、必ず加入しなければならない方（強制加入者）と、本人の希望で加入できる方（任意加入者）を対象とした二つの種類があります。

- 必ずはいらなければならない人（強制加入者）  
 自営業者や自由業の方およびその配偶者などで他の公的年金（厚生年金、共済組合等）に加入していない20歳から60歳までの国内に住所のある日本人。  
 老齢年金を受けるためには、60歳になるまでに最低25年（生年月日によっては下の表のとおり10年から24年に短縮されます）以上納付することが必要です。
- 希望ではいれる人（任意加入者）  
 サラリーマンの奥さんや、昼間部の学生、公的年金制度の受給権者とその配偶者の方などです。

### 老齢年金受給資格期間表

あなたの生年月日	60歳までに納めなければならない最低期間	65歳から受けられる年金額
明治45年4月1日までに生まれた人	10年	269,100円
明45・4・2～大2・4・1	10	254,200
大2・4・2～大3・4・1	10	241,800
大3・4・2～大4・4・1	10	231,300
大4・4・2～大5・4・1	10	222,200
大5・4・2～大6・4・1	11	235,900
大6・4・2～大7・4・1	12	249,100
大7・4・2～大8・4・1	13	262,000
大8・4・2～大9・4・1	14	274,700
大9・4・2～大10・4・1	15	287,100
大10・4・2～大11・4・1	16	299,300
大11・4・2～大12・4・1	17	311,400
大12・4・2～大13・4・1	18	323,300
大13・4・2～大14・4・1	19	335,100
大14・4・2～大15・4・1	20	346,800
大15・4・2～昭2・4・1	21	358,400
昭2・4・2～昭3・4・1	22	375,500
昭3・4・2～昭4・4・1	23	392,500
昭4・4・2～昭5・4・1	24	409,600
昭5・4・2以降に生まれた人	25	426,700

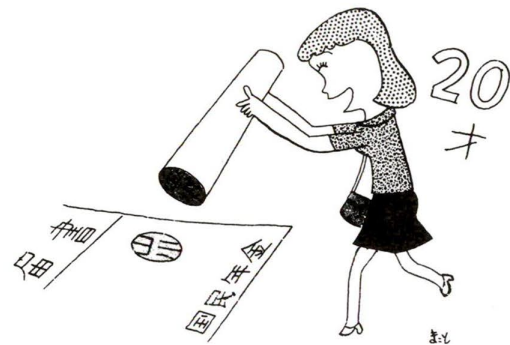
計算方法  
 $1,300 \times (\text{納付月数} + \text{免除月数} \times 1/3) \times 1,094$

職業が変わったために一つの年金制度だけでは年金をもらえる年数に満たない方のためそれぞれの加入期間を合せて一定の年数（生年月日によっては左下の表のとおり10年から24年に短縮されます）以上になれば年金を支給するのが通算年金制度です。

将来年金を受けるためには国民年金と通算のときは25年以上、厚生年金等の場合は20年以上加入していることが必要です。

この年数を満たせば厚生年金などの分は60歳から、国民年金の分は65歳からそれぞれの期間に応じた年金が支給されます。

ただし、厚生年金の脱退手当金を受けた期間は通算されません。



### サラリーマンの奥さんもお自分の年金を

奥さんも国民年金に加入して、ご主人とは別にご自分も年金を受けられるようにしてはいかがでしょうか。

サラリーマンの奥さんはご主人が厚生年金などに加入しているため任意加入となり1年以上加入するだけで老齢（通算）年金が受けられます。

これは結婚後の厚生年金等の加入期間（昭和36年4月1日以降）と保険料を納めた期間が合せて25年以上（生年月日によって左の表のとおり10年から24年に短縮されます）あれば納めた期間に応じた年金が支給されるからです。

奥さん自身の年金権を無駄にしないためにも希望の方は加入しましょう。

例1. 

サラリーマンの妻 (任意加入せず)15年(通算)	国民年金 (任意加入)10年(通算)	=25年
-----------------------------	-----------------------	------

 65歳から国民年金より10年分の通算老齢年金が終身受けられます

例2. 

厚生年金8年(通算)	サラリーマンの妻 (任意加入せず)9年(通算)	国民年金 (任意加入)8年(通算)	=25年
------------	----------------------------	----------------------	------

 60歳から厚生年金8年分、65歳から国民年金8年分の通算老齢年金が終身受けられます。

### より多くの年金をお望みの方へ

保険料をもっと出してもいいからより高い年金を受けたいと希望される方に、加算（付加）年金制度があります。

これは定額保険料（1ヵ月2,200円）に400円上積しますと割増のついた年金が受けられます。

手続は、印鑑と年金手帳を年金手帳お持ちのうえ国民年金課又は近くの出張所へおいでください（ただし、保険料を免除されている方は加入できません）

### いくつかの年金制度に加入した方へ

（通算年金制度）

現在、我が国では、厚生年金、船員保険、共済組合等の公的年金制度があり誰でもがどこかの年金に加入することが義務づけられています。

どの年金に入るかは、その方の職業によって違います。

# かけ金 (保険料) のごあんない

## 保険料は納期限までに納めましょう

保険料を納期限後いつまでも未払いのままにしておきますと

- ① あなたの将来の年金を受ける資格に関係してきます。
- ② 万一、事故のあったときなど、年金が受けられない場合があります。

このようなことから是非納期限をお守りください。  
また、未納のまま 2 年を過ぎると保険料は時効となり納められません。  
つぎの期間の保険料の未納がある方は至急納付してください。

期 間	金 額	期 限
50年 7月～9月	3,300円	52年10月31日
50年10月～12月	3,300円	53年 1月31日
51年 1月～3月	3,300円	53年 5月 1日
51年 4月～6月	4,200円	53年 7月31日

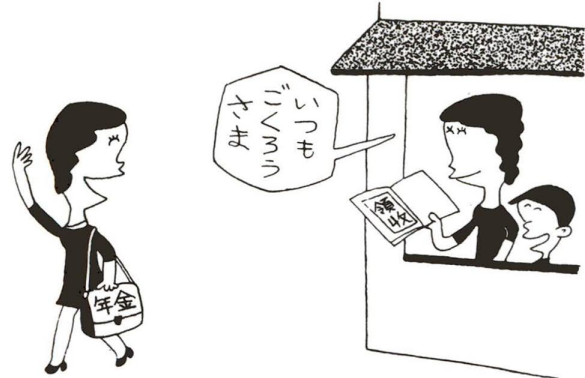
国民年金保険料が53年 4月より改定されます。

保険料の種類	現行月額	改定月額
通常保険料	2,200円	2,730円

## 保険料のお支払は便利な口座振替で

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変わって、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

- 取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・農協。  
(郵便局は除く。)
  - 振替のできる預金口座……普通預金・当座預金・合同運用指定金銭信託に限ります。
  - ご家族の預金口座からも振替られます。
- 手続きは、
- あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳、預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出ください。



振替日は

納付方法	納付期間	納期日
3ヵ月ごと	第一期 4月～6月分	7月15日
	第二期 7月～9月分	10月15日
	第三期 10月～12月分	1月17日
	第四期 1月～3月分	4月15日
1年前納	1月～12月分	1月17日

## 保険料が納められないときは免除の手続をどうぞ (強制加入者のみ)

経済的な事情などで、保険料を納めることが困難なときは、保険料を免除する制度をご利用ください。

この手続をしておけば、将来年金を受ける権利が保障されます。  
(ただし免除期間の年金額は 3分の1 と計算されます。)

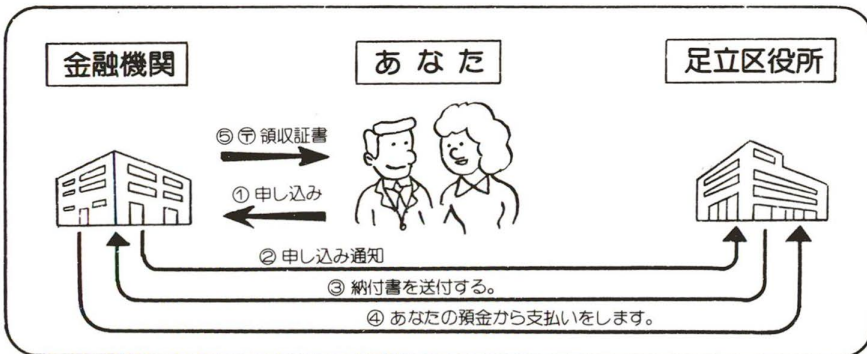
また、経済的に余裕ができ保険料が納められるようになったときは過去の免除された期間のうち10年以内のものに限ってその当時の保険料で納める (追納) ことができます。

追納した場合年金額は減額されず普通に納めたと同じ年金額となります。

免除には、申請免除と法定免除があります。

申請免除………所得が少ない方、病気などで生活が苦しい方。

法定免除………生活保護法による生活扶助、国民年金の障害年金、障害福祉年金または母子福祉年金を受けている方。



年金相談を実施しております  
最近、年金問題が身近になり  
区民の方々の窓口における相談  
等も急激に増加しております。  
そこで区役所ではこうした皆  
さんの相談に因應するため毎月第  
三金曜日を相談日と定め年金相  
談を実施しております。  
お気軽におでかけください。  
場所 区役所二階国民年金課  
時間 午前10時から午後三時  
三十分まで。

# 福祉年金のごあんない

## 福祉年金とは

国民年金は、かけ金を納めて受ける拠出年金が基本となります

が、日本国民で、この年金制度が始まったとき、すでに高齢に達していたかた、障害者や母子世帯であったかたなどのために、福祉年金制度があります。

### 福祉年金の種類と金額

(52年8月から実施)

年金の種類	受けられるかた	年金額			
		改正前		改正後	
		年額	月額	年額	月額
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれたかたが、70歳になったとき	162,000円	13,500円	180,000円	15,000円
障害福祉年金	20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害（国民年金法の1～2級）に該当したかたなど	1級 243,600円	20,300円	270,000円	22,500円
		2級 162,000円	13,500円	180,000円	15,000円
母子福祉年金	国民年金に加入後1年以内に夫と死別し17歳未満の子か、国民年金法の1級か2級の障害者（20歳未満）と生活している母	子1人のとき 211,200円	17,600円	234,000円	19,500円
準母子福祉年金	母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など	子2人のとき 24,000円加算	2,000円	24,000円	2,000円
		子3人以上のとき 1人につき 4,800円加算	400円	4,800円	400円

### 所得による制限

所得による支給制限（昭和51年中の所得金額）

扶養人数	老齢障害の本人	母子準母子の本人	配偶者扶養義務者
0人	800,000円	1,850,000円	5,813,000円
1人	1,000,000円	2,110,000円	6,062,000円
2人	1,260,000円	2,370,000円	6,275,000円
3人	1,520,000円	2,630,000円	6,488,000円
4人	1,780,000円	2,890,000円	6,701,000円
5人	2,040,000円	3,150,000円	6,914,000円

以上1人増すごとに本人は 260,000円加算  
配扶は 213,000円加算



### 公的年金による所得制限

普通恩給、厚生年金等	年額33万円以上の場合は支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級) 少佐相当の場合は支給停止

福祉年金の支払はこれまで1月、5月、9月の6日以降郵便局の窓口で支払われていましたが今年の法律改正により、4月、8月、12月の11日以降（12月の分の支払いについては11月11日以降郵便局へ請求すれば支払いを受けられます）に変わります。今年の9月分はこれまでどおりです。

なお、来年からは8月の支払いを受けてから証書を提出（定時届）をしていただくようになります。

### 老齢福祉年金の請求に必要なもの

1	世帯全員の住民票の写し(謄本)	区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通)
2	印鑑	実印でなくても結構です。
3	公的年金証書	公的年金等を受けている人だけが必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金（遺族年金を含む）公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。
4	所得証明書	(1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明用紙は、区役所国民年金課・各出張所にあります。

#### お問い合わせ、手続きは

- 加入・喪失 …………… 適用係 386～388
- 年金請求の手続き …………… 給付係 392～393
- かけ金、納付書再発行 …………… 検認係 396～399
- 口座振替、保険料免除手続き …… 記録係 394～395